

令和6年3月18日

お知らせ

担当課：土木部道路建設課

担当者：鶴崎、赤井

内線番号：4222、4223

直通番号：086-226-7470

国道486号川辺橋の最終的な機能復旧について

橋脚1基の傾斜が発見され、令和5年5月8日から通行止めとしていた川辺橋（歩行者・自転車用側道橋）について、仮橋を設置し令和5年9月1日から通行を再開しています。

このたび、河川管理者（国）との協議が整い、川辺橋の最終的な機能復旧については、次の方針で進めることとしましたので、お知らせします。

記

【 最終的な機能復旧等に関する今後の方針 】

1 最終的な歩行者・自転車道機能の復旧

- ◎ 新川辺橋（車道橋）の南側に張出歩道（幅3m）を設置
- ◎ 堤防を拡幅して歩道を整備
- ※ 最終的な機能復旧は、令和6年度から工事着手予定

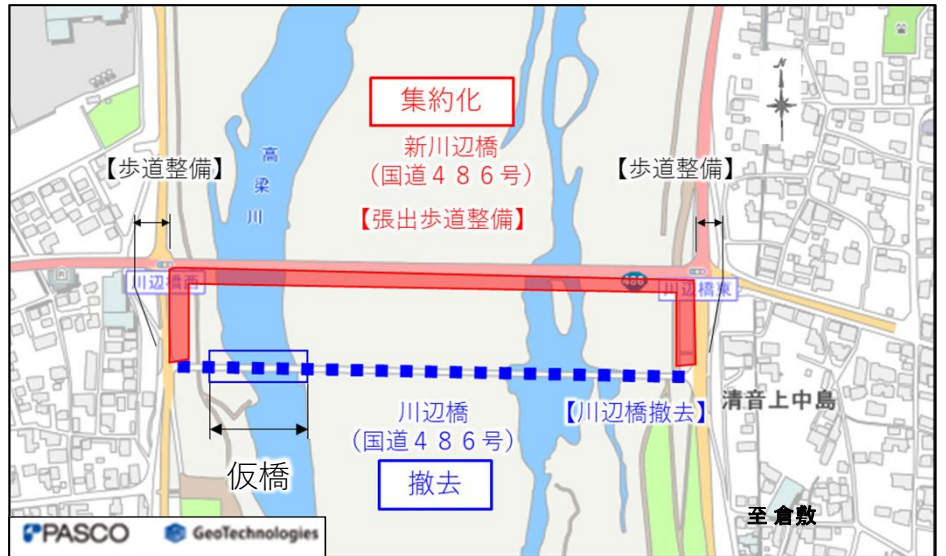
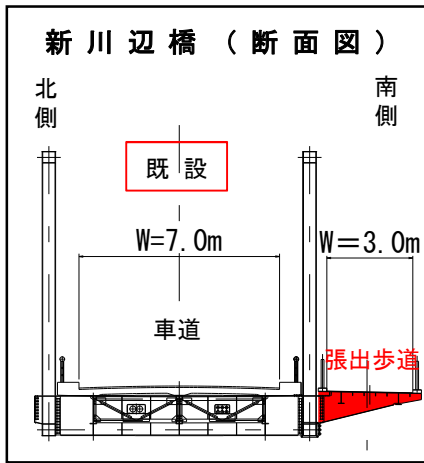
2 川辺橋（歩行者・自転車用側道橋）の撤去

- ◎ 最終的な機能復旧後、川辺橋は仮橋を含めて撤去

これまでの主な対応

- 緊急的な措置として、新川辺橋の路肩に歩行者・自転車の通行帯を設置
- 川辺橋損傷部分（上部工2径間、橋脚1基）を撤去〔R5.6.13完了〕
- 川辺橋の撤去した区間に仮橋を設置し、通行を再開〔R5.9.1～〕

国道486号川辺橋について



凡例	—	新たに歩道を設置
	- - -	撤去区間(旧歩行者・自転車通行ルート)

